明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○航空法施行規則の一部を改正する省令（国土交通八二）　一
〔告　示〕
○東京国際空港の施設について告示した事項に変更を加えた件（国土交通一〇二八）　四
○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件（同一〇二九）　五
○東京国際空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（同一〇三〇）　六
○道路に関する件（近畿地方整備局一七三、一七四）
○都市計画に関する件（中国地方整備局一七六、一七七）
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構関係　二四
会社その他
会社決算公告

省令

○国土交通省令第八十二号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十一項、第三十九条第一項第一号（同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）及び第四十七条第一項（同法第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十月十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

航空法施行規則の一部を改正する省令

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第七十九条第一項第十四号の表滑走路標識の部指示標識の項中「滑走路の末端」を「滑走路進入端（着陸をしようとする航空機から見て手前にある滑走路（当該着陸に使用できる部分に限る。）の末端をいう。以下同じ。）」に改め、同部滑走路末端標識の項及び目標点標識の項中「滑走路の末端」を「滑走路進入端」に改める。

第九十九条第一項第六号ロ㈣ａ中「滑走路末端をいう」を「ものに限る」に改め、同号ロ㈦ｃ㈢中「滑走路進入端と反対側の滑走路末端をいう。以下この条において」を「離陸し、又は着陸しようとする航空機から見て先方にある滑走路末端をいう。以下」に改め、同項第八号ハの表三の項中「（着陸しようとする航空機から見て手前にある滑走路末端をいう。以下同じ。）」を削る。

第百十四条第四号中「滑走路の末端」を「滑走路進入端」に改め、同条第九号中「滑走路の両末端」を「滑走路進入端及び滑走路終端」に改め、同条第十一号中「滑走路末端」及び「滑走路の両末端」を「滑走路進入端」に改め、同条第十四号中「滑走路の先方の末端」を「滑走路終端」に改め、同条第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二　離陸待機警告灯（離陸しようとする航空機に他の航空機による滑走路の使用を示すために設置する灯火）

第百十四条第二十号中「滑走路末端」を「滑走路終端」に改める。

第百十七条第一項第一号の第二表過走帯灯の項の次に次のように加える。

離陸待機警告灯	×	×	×

第百十七条第一項第三号ハ㈡ａ中「滑走路末端」を「滑走路進入端」に改め、同号ハ㈡ａのＡ図からＣ図までを次のように改める。

Ａ図

